

3 源 泉 所 得 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成18年分の源泉所得税課税状況及び源泉徴収義務者数の状況から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものである。

2 源泉徴収税率（平成18年分）

- | | | |
|----------------|-------|-----|
| (1) 利子所得（源泉分離） | | 15% |
| (2) 配当所得 | | |

	平成15年1月～3月	平成15年4月～12月	平成16年1月～18年4月	平成18年5月～20年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く）	総合課税			
源泉徴収税率	20%	10%	7%（注）	
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下		上限なし	
35%源泉分離選択課税	1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円） 未満かつ発行済株式総数の5%未満		制度廃止	
上場株式の配当等（個人の大口株主） 未上場株式等の配当等	総合課税			
源泉徴収税率	20%			
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下		
35%源泉分離選択課税	1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円） 未満かつ発行済株式総数の5%未満		制度廃止	
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	源泉分離課税	総合課税		
源泉徴収税率	15%	7%（注）		
確定申告不要制度	対象外	適用（上限なし）		

（注）このほかに住民税3%の特別徴収が必要です。

- | | | |
|--|---|-------------------|
| (3) 割引債の償還差益（源泉分離） | | 18%（又は16%） |
| (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 | | 7% |
| (5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 | | （略） |
| (6) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 | | 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 |
| ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 | | （略） |
| (7) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの | | |
| (i) 原稿料等（所得税法第204条1項1号）
弁護士、税理士等（同条1項2号）
職業野球選手、騎手等（同条1項4号）
芸能等についての出演、演出等（同条1項5号）
契約金（同条1項7号） | } 1回の支払金額 100万円までの部分 10%
" 100万超の部分 20% | |
| (ii) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）=1回の支払金額1万円超
職業拳闘家（同条1項4号）=1回の支払金額5万円超
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号）=月中の支払金額12万円超
バー、キャバレーのホステス等（同条1項6号、措置法第41条の20）
=（5千円×日数）を超える額
広告宣伝の賞金（同条1項8号）=1回の支払金額50万円超 | | 10% |
| (iii) 診療報酬（同条1項3号）=月分の支払金額20万円超
(= 公的年金等（所得税法第203条の2）=（（公的年金等の支給額）-（控除額）） | } 10%
(iv) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）
=（支払う年金の額-その年金の額）で25万円以上のもの
ロ 内国法人に対して支払われるもの
・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第174条第10号）
=（賞金の額の20%+60万円）を超える部分 | 10% |
| (v) 10% | | 10% |